

亀山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第22号

亀山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

亀山市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年亀山市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(経営者等の遵守事項)</p> <p>第14条 墓地等の経営者及び管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>[（1）及び（2）略]</p> <p>[号を削る。]</p> <p><u>(埋葬の禁止)</u></p> <p>第15条 <u>墓地には、死体を埋葬してはならない。</u></p>	<p>(経営者等の遵守事項)</p> <p>第14条 墓地等の経営者及び管理者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>[（1）及び（2）略]</p> <p><u>（3）改葬のための死体の発掘に当たっては、発掘した死体の防臭措置及び発掘場所の消毒を十分に行うよう、改葬を行う者を指導監督すること。</u></p> <p>[条を加える。]</p>

(委任) 第16条 [略]	(委任) 第15条 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に埋葬されている死体の改葬については、この規則による改正前の第14条第3号の規定は、なおその効力を有する。